

総務常任委員会記録

令和5年1月24日(火)午前10時00分～午前11時06分(9階903会議室)

○出席委員(9名)

委員長	梅津 一匡
副委員長	根本 雅昭
委員	石原洋三郎
委員	高木 克尚
委員	小松 良行
委員	村山 国子
委員	小野 京子
委員	黒沢 仁
委員	宍戸 一照

○欠席委員(なし)

○案件

- 1 委員長報告のまとめについて
- 2 その他

午前10時00分 開 議

(梅津一匡委員長) おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

初めに、委員長報告のまとめについてを議題といたします。

前回の委員会では、委員長報告の素案についてご協議をいただきました。その際、皆様方よりいただきましたご意見を踏まえまして、正副委員長手元で素案について修正させていただきました。

本日の進め方といたしまして、初めに修正内容の概要につきましてご説明をさせていただきます、その後、5分ほど黙読の時間をお取りしまして、ご確認をいただきたいと存じます。

初めに、修正内容の概要についてご説明をさせていただきます。初めに、提言項目一覧表(素案)をお開きいただければと思います。項目も大分削ったり移動したりというような形で整理をさせていただきました。似たような内容については似たようなところにくっつけて、流れの上でも順番を入れ替えたというところがございますが、大きな修正といたしましては、提言項目について2項目削除いたしました。大項目1の(2)の③、町会版のタイムライン及び地区防災マップの作成支援、大項目

2の(1)の④、体験イベント型訓練のマニュアル作成、公開。また、大項目1の(2)の③、町会版のタイムライン及び地区防災マップの作成支援の削除及び順番の見直しに伴いまして、⑤番、地区防災計画策定マニュアル及び地区防災マップ作成マニュアルの作成、公開を③に移動したというような内容でございます。

削除した経過についてご説明させていただきますと、まず前回の委員会の際、小松委員等からご意見をいただいたこととありますが、提言項目について、類似する項目を一つにまとめられるものはまとめるよう検討することについてご意見をいただいたところでございました。検討した結果、各項目において、マニュアルなど同様の文言を使用しているものがあるものの、大項目が相違するという部分であったり、似て非なるものであったということがございましたので、まとめることが大変困難ではありました。そこで、提言項目のうち関連するものなどについて精査をいたしまして、2項目を削除いたしました。

削除をした理由、先ほど申し上げました削除した点について一つ一つ述べさせていただきますと、大項目1の(2)の③、町会版のタイムライン及び地区防災マップの作成支援の削除の理由についてでございますが、これも必要な提言項目であると認識をしておりますが、まずはその次の提言項目であります地区防災計画策定マニュアル及び地区防災マップ作成マニュアルの作成、公開によりまして、地区での地区防災計画等の策定が促進されることが最優先であると認識をいたしまして、当該提言項目についてはさらにマニュアルが作成された段階の次の段階での取組であると捉え、削除させていただきました。また、支援を行うことにつきましても、町内会数が860を超えるような状況もありますので、現在そちらのほうの支援に人員及び時間を割くということよりは、まずは具体的な地区での防災計画の策定が最優先であると認識し削除させていただいたところでございます。

次に、大項目2の(1)の④、体験イベント型訓練のマニュアル作成、公開の削除の理由につきまして、これも同様に必要な提言項目ではありますが、まずは現在当局で実施している体験イベント型訓練、ぼうさい体験パッケージによる取組が広く実施されることを優先事項と認識し、また、今週の土曜日にもおうち防災運動会があり、そちらなど様々な防災に関しての体験型イベントも実施を想定しているところでございますので、この提言項目についてもさらに次の段階での提言というふうにご捉えさせていただきます。そのぼうさい体験パッケージで得た見識も踏まえまして、後々マニュアルというものを丁寧に作成していただくということが重要なのではないかとすることが削除をさせていただいた理由でございます。

次に、委員長報告素案について、修正箇所の具体的な説明をさせていただきたいと思っておりますので、委員長報告素案をお開きいただければと思います。それでは、委員長報告素案についてでございますが、ご意見をいただき、修正した箇所は大きく次の3点でございますが、まず1点目、小松委員からのご意見といたしまして、2ページ目の災害心理学の知見の説明部分と提言部分とで重複する内容について、基本的に提言部分に記載する形に修正をさせていただきました。また、災害心理学の知見の

説明につきましては、災害心理学の知見を前提に提言を構成している意味合いを強調するために内容を簡略化させていただきまして、そのような表記にさせていただきました。なお、参考人の氏名についても、前段で触れているため、提言の部分では削除をさせていただいたところです。

続いて、2点目、宍戸委員からのご意見ありました、3ページ目に先進地視察の概要が記載されておりましたが、災害心理学の観点を前提に提言を構成している意味合いをより強調させるため、2ページ目の災害心理学の知見の説明をより目立たせるため、行政視察については1ページ目の18行目から2ページ目の2行目までの調査の経過の中で触れていることから、前回の3ページ目にありました先進地視察の概要は削除させていただきました。

次に、3点目ですが、石原委員からのご意見でございました。8ページ目の3行目の優良自主防災組織の活動事例に係る提言について、広報手法を市ホームページに限らず、様々な媒体を用いるなどの工夫をする内容へ修正させていただいたところでございます。

また、正副委員長手元におきまして全体的に見直しを行いまして、表現の簡略化を図ったところ、その結果、見直しによりまして1ページ半程度削減し、現在は素案にある1から4の大項目の項目が行数カウントされていますので、若干多めになっていますが、9ページプラス5行にまとめることができました。

以上、修正内容の概要についてご説明をさせていただきましたが、次に修正した素案の確認のため、5分程度黙読の時間をお取りしたいと思います。

では、各自ご確認のほどよろしく願いいたします。

【資料黙読】

(梅津一匡委員長) それでは、修正後の委員長報告の素案に対してご意見をいただきたいと思います。

(村山国子委員) 4点あります。

(梅津一匡委員長) 1個ずつお願いします。

(村山国子委員) まず、1ページなのですけれども、全体的にはオーケーだと思います。文言です。11行に市民自身の避難などの行動が必要でありとあって、次の12行目にも市民の必要な行動というのがあって、14行目から15行目にも市民の的確な避難などの行動とあり、3つがつながっているのです。なので、12行目のところにまとめてしまって、それにより市民自身の避難などの行動につなげることができるかが重要でありますとする1つにまとまるかなと思いました。

あともう一つは、2ページなのですけれども、7行目のところの認知バイアスのところがちょっと分かりづらいというか、この認知バイアス自体が直感的な思考を基に判断するという意味だと思うのですけれども、受けやすい直感的な思考で判断して行動する性質がありますと言うと、二重に言っているかなと思ったのと、あと8行目の行動する性質というのが、人はそういう性質があるよと言い切ってしまうといいのかなと、傾向のほうがいいかなと思いました。性質と言うともうそういう性質になってしまうので、中にはそうでない人もいるかなと思って。

あともう一つが、2ページの24行目で、3つの観点から本市の現状と課題を踏まえて以下提言しますとなっているのですが、ここに提言しますと書かれているのに、その3つごと全てにおいてまた提言しますとなっているので、3つの観点からもう提言しますよと言っているのに、あとの提言は別な言葉のほうがいいのかなどというふうに思いました。

以上です。

(梅津一匡委員長) ありがとうございます。

では、まず1ページ目の11行目、12行目、15行目の市民自身の避難などの行動が必要でありのところ、市民自身の行動という部分を12行目のところに一つにしてはどうかというご意見であったかと思えます。では、削った形で一度ちょっと読み上げてみたいと思えます。11行目の冒頭からいきます。しかし、最終的に市民の生命を守るには、市の発する情報が正確に市民に伝達され、それにより市民の必要な行動につなげることができるかが重要であります。このような観点から、災害時に市、市民双方が互いに必要な行動を取り、被害の軽減に資するためという形ではどうかということですが、確かに今読み上げたみたいな形で削ったほうがかえっていいような気はするのですけれども、皆さん、どうですか。

【「すっきりするね」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡委員長) では、そのような形でここは修正ということで皆さん、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡委員長) では、そのようにしたいと思えます。

では続いて、2ページ目の7行目から8行目のところですね。認知バイアスの説明のところですね。人は認知バイアスの影響を受けやすい直感的な思考で判断して行動する性質がありますというところ、意味合いがちょっと通じないということだったのですけれども、では具体的にどうしたらすっきりするかというところを示していただけると協議しやすいと思うのですけれども。

(村山国子委員) 傾向がありますでいいのですけれども。この認知バイアスを説明するのにここが入ったのだと思うのです。なので、その認知バイアスの前に直感的な思考や先入観などの認知バイアスの影響を受けやすい傾向がありますみたいにするといいのかなと。

(梅津一匡委員長) 文言を逆にということですね。

(村山国子委員) はい。

(梅津一匡委員長) では、ちょっと整理して読み上げてみます。人は直感的な思考で判断する認知バイアスの影響を受けやすい傾向がありますということですか。

(小松良行委員) 性質でもいいと思うけれども。性質というのはいろいろあるのだから。

(書記) こちらは10月21日の参考人招致でお話いただいた内容のところでございまして、人間はシステム1とシステム2があって、システム1は直感的に考える、システム2は深く考える、災害時とか緊急時には直感的に考える性質がある、直感的に考えると正常性バイアス、同調性バイアスなどの

認知バイアスが襲いかかるとというのがご意見としてあったところでございます。認知バイアスの影響を受けやすい直感的な思考が人には性質としてあるというのが災害心理学のお話でございましたので、こういったところで書かせていただいたところではございました。なので、直感的な思考には認知バイアスが襲いかかるとということで、認知バイアスの影響を受けやすい直感的な思考で判断して行動する性質がありますというような意味合いでございました。

(梅津一匡委員長) どうでしょうね。意味合い的に考えると、決して直さなくても分からないものではないのかなというのが正直な思いではあるのですけれども。

(村山国子委員) 分かりました。

(梅津一匡委員長) 性質という言葉で包含できるのではないかというご意見もあるのですけれども、どうでしょう。現状維持では。

(宍戸一照委員) 原文のままです。

(梅津一匡委員長) 原文のままでもよろしいでしょうか。

(小松良行委員) 受けやすい直感的な思考でとなるから、何か文章的には。

(梅津一匡委員長) その接続のところですよ、引っかかるのは。

(小松良行委員) 受けやすくてか。

(高木克尚委員) 受けやすくてのほうがいいかもしれないね。

(小松良行委員) だから、多分感じ取りにくいのは接続かなと思っている。

(梅津一匡委員長) 人は認知バイアスの影響を受けやすく、点入れたほうがいいような気がしますよね。人は認知バイアスの影響を受けやすく、直感的な思考で判断して行動する性質があります。

(根本雅昭委員) そうすると、認知バイアスって何となるので。

(梅津一匡委員長) そうなると、認知バイアスって何か。

(村山国子委員) 今の説明だと、直感的な思考というのが認知バイアスの説明なのですよ。

(書記) さようでございます。

(村山国子委員) つながっているのですよね。

(梅津一匡委員長) 変わってしまう。

(書記) 認知バイアスの影響を受けやすい直感的な思考で判断するというのが人の性質なのだよという趣旨、直感的な思考に認知バイアスが襲いかかるという意味なので。

(宍戸一照委員) ここは直感的な思考というのが認知バイアスの原因という。だから、そのところが表現が難しいわね。

(村山国子委員) 受けやすい直感的な思考という意味なのですね。つながって、受けやすい直感的なことなのですね。

(小松良行委員) 今の話を聞くと、大きな問題ではないか。

(村山国子委員) かぎ括弧を入れて、認知バイアスの影響を受けやすい直感的な思考をくくるのは。

(書記) 入れると分かりやすいのですけれども、慣例的なものとしてかぎ括弧は極力使わないようでございました。

(梅津一匡委員長) 今ほど高木委員から一言あったのですけれども、人は認知バイアスの影響を受けて直感的な思考で判断して行動する性質があります。受けてではどうかという意見もあったのですけれども、どうでしょうね。

(宍戸一照委員) 受けてと受けやすいでは違うのだよね。受けやすいということは、性質があるというふうにつながるわけだから。

(村山国子委員) ちょっと意味合いが変わってしまう。

(小松良行委員) 原文のままでもいいのではない。

(梅津一匡委員長) 実際の聞き取りの中で出てきた部分もありますので、原文のままにするということで決定していきたいと思います。

次に、2ページ目の一番下の24行目、3つの観点から本市の現状と課題を踏まえて以下提言いたしますとなっているにもかかわらず、それ以降また提言しますとあるというところでございますが、まずは3ページ目の10行目のところの提言いたします、ここをでは、次の2点について。

(宍戸一照委員) 例えば2ページ目の一番下のところ、3つの観点から本市の現状と課題を踏まえ、ここを切るか、次を全部切っていくかという、どっちかにしなければ整理にはならないわけだ、それを解決するためには。ここに提言を入れたらば、第1点はこうです、第2点はこうです、第3点はこうですというふうに箇条書にしていく方法。何々についてはこうでありますというふうに表記していかないと、村山委員がおっしゃる削除をすることはできないのだよね。

(梅津一匡委員長) 従来の形ですと、冒頭に提言いたしますと言うのが従来の形式でありますので、それ以降の部分はいじるのか、このままにするのかということでもまず考えていかないといけないのかなというふうに整理はつくと思うのですけれども、頭をいじらないというのがまず前提です。

(宍戸一照委員) それ以下について、よって次の2点について提言いたしますと9行から10行について言っているわけだ。

(梅津一匡委員長) そこをどうするかということですが、次の2点についてです、なんて言ってもあれでしょう。

(根本雅昭委員) 今までもこのような形で多分提言をつくっていたと思うのですけれども、2ページ目の一番下の以下提言いたしますでこれから提言しますよと、以下というふうに書いてありますので、その後実際に何回か提言を具体的にしている部分で分けて考えると、このままでもいいのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

(梅津一匡委員長) どうでしょうか。今までの形としてこういう流れで来ていたのですよね。

(高木克尚委員) だったら10行目の資するため、1点目はと始まったほうが。

(宍戸一照委員) 次の2点について提言しますをカットしていくしかないわけだ、村山さんの言葉を

生かすためには。

(高木克尚委員) 1点目はというフレーズを行頭に使わなければならないルールがあるわけですか。

(梅津一匡委員長) そういうルールはないでしょう。

(書記) ルールとしてはないです。趣旨としましては、提言項目が14項目ございます。重複する部分もございますけれども、それぞれの大項目、中項目にひもづく細目、提言項目は最初に何点ありますというのを提示するという趣旨で作成させていただいたというところでございます。先ほど副委員長からありましたとおり、最初の2ページ目の24行目から3ページの1行目にかけての提言というのは、全体的に3つの観点から提言しますと、そして各論の部分でそれぞれ2点ないし4点提言していきまよというような、重複する部分はあるのですけれども、聞いているほうが分かりやすい、何点あるのだろうというところをまず頭出しをした中で提言項目を述べていくつくりという趣旨でございませ。

(梅津一匡委員長) 削ってしまうと何個言うのだという部分とか、文書で見ている限りはいいと思うのですけれども、例えば耳だけで聞いて考えたときにこんがらがってしまう可能性もあるのかなと。

(宍戸一照委員) 次のページ、例えば1点目はというふうを書く。次のページでまた次の4点と出てくるわけだから、第2項目についてはということで繰り返しをしているから、同じような書式にするとなると、そちらも削らなくてはならないわけだ。全体的に見直しをかけなくては。やっぱりそのところは今委員長がおっしゃったように、読むときに分かりやすくするという観点からすれば、入っていたほうが分かりやすいわけだね。

(梅津一匡委員長) 皆様、どうでしょう。現状維持を推していきたいのですけれども。

(宍戸一照委員) これだけ提言項目があるから。

(梅津一匡委員長) 詳細にあり過ぎるので、多分かえってごちゃごちゃになってしまうおそれがあるというふうに感じますので、ご容赦ください。

(村山国子委員) 了解です。

(梅津一匡委員長) 今村山委員から出た件については以上ですけれども、ほかにございますか。

(石原洋三郎委員) ちょっと重なってくるのですけれども、2ページ目の24行目の3つの観点からということなのですから、3つの観点というと、3ページ目の3行目に第1に防災意識啓発の拡充についてでありますというふうに言っていて、4ページ目の5行目に第2に地区防災計画制度の効果的な運用についてでありますとありまして、5ページ目の23行目に第3に市民との共創による防災条例の策定についてでありますとありまして、8ページ目の19行目、最後に避難トリガーに資する取組の観点からということなので、3つの観点からと言っているのですけれども、4つになっているような気もしたのですけれども、この辺はどういうことかなと。

(梅津一匡委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時41分 再 開

(梅津一匡委員長) 委員会を再開します。

ただいまから自由協議に切り替えたいと思います。

【この間自由協議】

(梅津一匡委員長) では、委員会のまとめに入らせていただきますが、1ページ目の11行目でございます。読み上げさせていただきます。しかし、最終的に市民の生命を守るためには、市の発する情報が正確に市民へ伝達され、それにより市民自身の避難などの行動につなげるのが重要であります。このような観点から、災害時に市、市民双方が互いに必要な行動を取り、被害の軽減に資するためというふうに修正をさせていただきます。

2ページ目でございます。2ページ目の15行目、認知バイアスのかかった判断をさせない対応である、ここに点を入れますということと、4ページ目でございますが、一方で地区防災計画は幅広い世代の方に分かりやすい内容であることが重要です。その次の一文は全部削りまして、参考人によればというふうにつなげるということ。

また、15行目の後段でございますが、地区防災計画を市が定める地域防災計画に規定することができるというふうに文言を加えるという修正内容でございました。

以上が本日皆様から出していただきました内容でございますが、本日いただいたご意見の部分を正副委員長手元でさらに必要であれば修正をいたしますとともに、委員長報告に向け、言い回しや文言などについて正副委員長手元で最終確認をさせていただきます。修正が生じた場合には次回の委員会においてお示しをさせていただいた後、各会派でご確認をいただきたいと思っております。

なお、最終確認の結果、本日いただいたご意見の部分のほかに修正する箇所が特段見当たらなかった場合や軽微な修正にとどまる場合には、委員の皆様方にご連絡をさせていただきますとともに、修正した素案を送付させていただきますので、各会派にてご確認をいただきますようお願いいたします。その場合、次回の委員会におきまして会派持ち帰り結果の確認をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、その他を議題といたします。

正副委員長からは以上となりますが、そのほか委員の皆様から何かございますでしょうか。

(小松良行委員) 今回提言項目案の修正をかけましたけれども、これも同時に配ると見やすくなるかな。どうでしょう。これ3つの観点から提言しているのだけれども、提言項目だけ数えると14項目あるのだ。

(梅津一匡委員長) 提言項目一覧表も併せて会派の皆さんにご覧いただけるような形の対応を取りたいと思います。

ほか、何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡委員長) それでは、以上で総務常任委員会を終了いたします。

午前11時06分 散 会

総務常任委員長 梅 津 一 匡